

介護老人保健施設 ハートケア横浜小雀
通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書
(2025年3月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 名称・所在地等

法人	名称	医療法人社団協友会		
	代表者職氏名	理事長 平岡 邦彦		
	所在地	埼玉県吉川市大字平沼111		
事業所	名称	介護老人保健施設 ハートケア横浜小雀		
	所在地	神奈川県横浜市戸塚区小雀町 2248-1		
	電話番号	045-852-8611	FAX 番号	045-852-8617
	指定年月日	平成12年3月6日 (介護予防平成18年4月1日)		
	事業所番号	1451080035		
	その他運営する主な事業	介護老人保健施設 (入所) (介護予防) 短期入所療養介護 (ショートステイ) (介護予防) 訪問リハビリテーション 居宅介護支援事業所		

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅での療養、介護を支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設の通所リハビリテーションでは以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用下さい。

【ハートケア横浜小雀の運営方針】

- 1) 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活の継続を目指します。
- 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3) 地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連帯をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 4) 明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

- 5) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

(3) 職員の体制

職種	配置数		業務内容
	常勤	非常勤	
管理者	1		従業者の統括管理、指導を行う
医師	1	0	利用者の病状・心身の状態に応じて日常的な医学的対応を行う
理学療法士	7	1	リハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う
作業療法士	9	2	
言語聴覚士	2	0	
看護職員	0	2	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧等の医療行為を行う他、通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う
介護職員	8	0	通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う

(4) 営業日、時間・実施地域・定員

営業日	月～土曜日、祝日も営業する
営業時間	8：30～17：30
サービス提供日	月～土曜日、祝日もサービス提供する ただし、1月1日～1月3日を除く
サービス提供時間	9：50～16：00
通常の事業の実施地域	横浜市 戸塚区（小雀町・原宿町・深谷町・汲沢町・戸塚町・下倉田・影取・俣野町・東俣野町） 泉 区（和泉町「下和泉」） 栄 区（上郷町・東上郷町・庄戸・野七里を除く地域） 港南区（日野南） 藤沢市（亀井野・西俣野・立石・大槌・西富・柄沢・渡内・村岡東・高谷・弥勒寺・藤が岡） 鎌倉市（関谷・城廻・玉縄・植木・岡本・岩瀬）
定員	40名／日

2. 通所リハビリテーションサービスの内容

居宅介護サービス計画に基づき、当施設を利用頂き、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の家庭での生活を継続させるために提供されます。

サービスの提供にあたっては、利用者に関わるあらゆる職種が協同して通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者本人・家族の希望を十分

に取り入れ、また、計画の内容については同意いただくようになります。

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
 - ・ 個々のサービス計画を作成します。
- ② 食事
 - 昼食 12:00～
 - おやつ 15:00～
 - ・ 通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。
- ③ 入浴
 - ・ 居宅介護サービス計画に基づき実施します。
 - ・ 一般浴槽・特別浴槽があり、利用者に合った浴槽にて対応致します。
 - ・ 通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。
- ④ 医学的管理・看護
 - ・ 利用者の状態に照らし、適切な医療・看護（服薬管理・血圧測定・検温・処置等）を行います。
- ⑤ 介護
 - ・ 通所リハビリテーション計画に基づき実施します。
 - ・ 日常生活でお困りの際、専門職員により支援します。
- ⑥ リハビリテーションマネジメント
 - ・ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、個別にリハビリテーション実施計画書を作成し、個別にリハビリテーションを実施し利用者の状態を定期的に記録し、計画の進捗状況を定期的に評価し見直しを行います。
- ⑦ レクリエーション
 - ・ 日常生活の中にゆとりと楽しみを創造し生きがいを作り出す為に行われる余暇活動です。
- ⑧ 選択的サービス
 - ・ 居宅介護サービス計画に基づき、低栄養状態にある又はおそれのある利用者に対し、その改善等を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められる栄養改善サービスを行います。
 - ・ 居宅介護サービス計画に基づき口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められる口腔機能向上サービスを行いません。
 - ・ 居宅介護サービス計画に基づき、主治医等と適切に連携を図り、若年性認知症利用者に対して適切なサービスを行います。
- ⑨ 送迎サービス
 - ・ 居宅サービス計画に基づき、自宅と施設間の送迎を行います。

⑩ 相談援助サービス

- ・ お困りの際は支援相談員にご相談下さい。

⑪ その他（何かお困りの際は、いつでも職員に声をかけて下さい。）

※これらのサービスの中には、基本サービス費とは別に利用料金を戴くものも
ございますので、詳細についてはご相談下さい。

3. 送迎時の対応について

利用者に安全に通所リハビリテーションを利用していただくため、送迎の際、家族に立ち会っていただくことを原則としております。万一、家族の都合でどうしても送迎時の立ち会いが難しい場合には、利用者、家族の同意のうえ以下のようにさせて戴きます。

○ 迎えの際に家族が不在の場合

利用者を玄関までお連れしておいてください。職員が車にお乗せします。
玄関は施錠し、鍵は利用者本人にお渡しします。

○ 送りの際に家族が不在の場合

利用者本人に鍵をお預け下さい。職員が玄関の中までお送りします。

なお、お迎えの前及びお送りした後につきましては、施設はいかなる責任も負いませんのでご了承ください。

4. 協力医療機関等

協力医療機関への受診：当施設では、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力病院

病院名	住所
戸塚共立第1病院	横浜市戸塚区戸塚町1 1 6
戸塚共立第2病院	横浜市戸塚区吉田町5 7 9 - 1

5. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、契約書にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

6. 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 利用にあたり、利用者の介護保険証を確認させて戴きます。また、介護認定区分の更新、変更または住所変更等により、介護保険証に変更があった場合は速やかに窓口連絡、提示下さい。
- ・ 利用者の住所・連絡先、また保証人・緊急連絡先など、連絡先が変更となった場合は、速やかに連絡下さい。
- ・ 飲酒、喫煙は禁止です
- ・ 所持品、備品等の持ち込みはあらかじめ相談下さい。
- ・ 金銭、貴重品は極力持ちこまないで下さい。

- ・施設内での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止です。
- ・ペットの持ち込みは禁止です。
- ・他の利用者への迷惑行為、安全衛生を害することは禁止です。
- ・利用者本人の不注意や職員の指示に従わないことによる事故、トラブル、その他について施設はいかなる責任を負いません。
- ・その他、ご不明な点をご遠慮なくお問い合わせ下さい。

7. 非常災害対策 ・施設の建物は耐震構造となっております。

- ・スプリンクラー、消火栓、消火器等の消防設備を設置しています。また、年2回の設備点検を行っています。
- ・消防署指導のもと、年2回防災訓練を行っています。
- ・3日間の保存食、又防災用品を用意しています。
- ・地域自治会と防災協力協定を締結し、災害発生時には地域の皆様にもご協力いただけるようになっています。

8. 要望及び苦情の相談

(1) 当施設の苦情相談窓口

当施設には支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。

苦情解決責任者：事務長 苦情相談担当者：支援相談員

TEL：045-852-8611 FAX：045-852-8617

要望や苦情などは担当者にお寄せいただければ速やかに対応致しますが、1階ロビーに備えられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出戴くこともできます。

(2) 行政機関その他苦情窓口

- ・戸塚区役所 高齢・障害支援課 介護保険担当 TEL 045-866-8452
- ・栄区役所 高齢・障害支援課 介護保険担当 TEL 045-894-8547
- ・泉区役所 高齢・障害支援課 介護保険担当 TEL 045-800-2436
- ・横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課 TEL 045-671-2356
- ・鎌倉市役所 健康福祉部高齢者いきいき課 TEL 0467-61-3950
- ・藤沢市役所 福祉部 介護保険課 TEL 0466-50-3527
- ・神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情支援係 TEL 045-329-3447

9. 事故対応

職員は、事故の発見があり次第管理者等に報告し指示に従い救急車の要請やかかりつけ医の受診などにより対応します。急を要する場合には、その場にいる者が状況判断を行い対処し、速やかに管理者等に報告します。また、事故報告書を作成し、必要に応じて行政機関へ報告を行い、経過を記録するとともに事故の再発防止に努めます。なお、施設内、利用時間中であっても利用者本人の不注意や職員の指示に従わないことによる転倒、その他の事故につきまして、施設は責任を負いません

1 0. 感染症及び食中毒の予防

感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及び、まん延の防止のための指針により、必要な措置を講ずるための体制を整備します。感染症が発生した際は、当施設医師の指示により、必要に応じて医療機関への受診を行うなどにより対処します。また施設内感染拡大防止のため、該当者の個室隔離、接触他利用者への予防投与や、面会制限などを行う場合があります。

1 1. 秘密の保持および個人情報の保護

当施設および当施設職員は、正当な理由なく業務上知り得たご利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を致します。

個人情報の使用にあたっては、個人情報保護方針に基づきその利用目的を定め、説明し同意を得ます。但し、下記に掲げる情報提供は法令上介護事業者が行うべき義務として明記されていることから必要適切に情報提供を行います。

- ① サービス提供困難時の事業間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ ご利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ ご利用者の病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

1 2. 資質向上のための研修機会の確保

職員の資質向上のため、採用後1ヶ月以内、またその後随時に研修の機会を確保します。

1 3. 保証人

- ・利用者は次の各号の要件を満たす保証人を立てます。但し、利用者が保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
- ・保証人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- ・保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用者が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置。
- ・保証人が各号の要件を満たさない場合、または当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び保証人に対し、相当期間内にその保証人に代わり新たな保証人をたてることを求めることができます。但し、

相当の理由があり保証人をたてることができない場合においては、この限りではありません。

- ・保証人の請求があったときは、当施設は保証人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

1 4. 利用の終了・解除

当施設の利用は、居宅介護サービス計画に基づき決定されます。但し、以下の場合はその利用を中止、終了、解除することができます。

(1) 利用者からの解除

- ・当施設に対し利用中止、終了の意思表示をした場合。但し、利用者が正当な理由なくサービス提供時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他の利用頂いた費用をお支払い頂きます。

(2) 当施設からの解除

- ・利用者が居宅介護サービス計画で定められた利用時間数を越える場合。
- ・3か月を超える期間、通所リハビリテーションサービスの利用実績が無い場合。
- ・利用者の病状、心身の状態が悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションの提供範囲を超えると判断された場合。
- ・利用料を2ヶ月以上滞納し、その支払を督促したにも関わらず、30日以内に支払われなかった場合。
- ・利用者又は家族が当施設、当施設職員、他利用者に対して、著しい背信行為または反社会的行為を行った場合。
- ・天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない事情により、当施設を利用させることができなくなった場合。

(3) 契約の終了

- ・利用者が要介護・要支援認定において、自立と認定された場合。
- ・契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了した場合
- ・利用者が介護施設等に入所した場合
- ・利用者が死亡した場合

1 5. 利用料金

別紙利用料金表をご参照ください

- ・通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とします。詳細は料金表のとおりです。
- ・通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション等に要した交通費は、徴収しません。
- ・利用者の希望による食費、日用品費、教養娯楽費の利用料を徴収します。

- ・ 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

16. 請求およびお支払方法

- ・ 毎月末日に締め、翌月15日頃に発送します。
- ・ お支払方法は原則、指定の金融機関の預金口座から自動振替とさせていただきます。
 - 引落日・・・毎月28日（銀行等休日の場合はその翌営業日）
 - 引落手数料・・・全額施設にて負担致します。
 - 出納代行会社・・・りそな決済サービス(株)
- ・ 自動振替が困難な場合には、指定の口座へのお振込をお願いいたします。その際は請求書到着後、当該月の末日までにお振込み下さい。お振込み手数料はお支払者のご負担でお願いいたします。
- ・ 入金確認後、領収書を発行いたします。翌月発送の請求書に同封いたしますのでご確認下さい。尚、領収書の再発行は致しません。

指定通所リハビリテーションサービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明
を行い交付しました。

年 月 日

医療法人社団協友会
介護老人保健施設 ハートケア横浜小雀

説明担当者 職名 支援相談員 氏名 _____

介護老人保健施設 ハートケア横浜小雀 通所リハビリテーションを利用するにあたり、
事業所の担当者から本書面に基づき重要事項の説明を受け同意致しました。また重要
事項説明書を受領致しました。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____
又は立会人

氏名 _____ 印